

和歌山大学教育学部長選考に関する規程申合せ事項

制 定 昭和 28 年 7 月 12 日

最終改正 平成 28 年 11 月 25 日

第 3 条関係

候補者は選挙公示日に学部配置の専任教授であるものとする。

速やかとは、事態が生じたときから 2 週間以内とする。

第 4 条関係

- (1) 選出に先立つて、予備選挙を行う。
- (2) 適任者 3 名は、予備選挙の結果の得票順によるものとする。ただし、得票同数のため、3 名以上あるときは、申合せ第 5 条関係(2)を準用する。
- (3) 予備選挙の内規は別に定める。

第 5 条関係

- (1) 第 2 項の学部配置の専任教員及び教職大学院専任教員には次の者は含めない。
 - ア 選挙公示の日に現に発令されていない者
 - イ 海外出張及び休職を命ぜられている者
 - ウ 附属学校の教員
- (2) 第 5 項後段の得票が同数であるときの決定は、下記に従って行う。
 - ア 本学部の専任教授として経歴の長い者
 - イ 前項の同じ場合は年長者
- (3) 次の場合における、第 5 項の得票多数の 2 名の決定は下記による。
 - ア 最初の選挙の結果、一位 3 名の場合は、上位 2 名を決定するために、2 名連記で一般投票を行う。
 - a 上の結果、また一位が 3 名の場合は、前項(2)により決定する。
 - b 一位 1 名二位 2 名となった場合は、二位 2 名につき単記をもつて一般投票を行い、第二位を決定した決選投票を行う。なお決定しない場合は前項(2)による。
 - イ 最初の選挙の結果、一位 1 名二位 2 名の場合は前号 b による。
- (4) 同じ条件下の選挙は、二度繰り返さないことを原則とする。

第 6 条関係

- (1) 委員会は、別に定める予備選挙の規程第 5 条の選挙の管理にあたる。
- (2) 委員会は、4 名の委員をもつて構成する。委員は教授会において准教授及び講師のうちから選出する。
- (3) 委員会は、選挙の期日・場所・その他選挙の施行に関し、必要な事項を定め教授会の承認を経て実施にあたるものとする。
- (4) 委員会は、選挙に必要な手続を、選挙日の 7 日前学部教員控室に公示するものとする。

第 7 条関係

- (1) 予備選挙において、現に学部長である専任教授が適任者として選出された場合、教授会が指名する者が当該教授会の議長の職務を代理する。
- (2) 前号に定める教授会が指名する者は、予備選挙において適任者として選出されていない本学部の副学部長である専任教授とし、下記に定める順序に従って議長の職務を代理する。

第 1 順位 総務担当副学部長

教育学部長選考に関する規程申合せ事項

第2順位 企画担当副学部長

第3順位 教務担当副学部長

(3) 前号に定める者が、出張その他の事由により不在のため、議長の職務を代理することができないときは、予備選挙において適任者として選出されていない本学部選出の教育研究評議員である専任教授が、下記に従って議長の職務を代理する。

ア 本学部の専任教授として経歴の長い者

イ 前項の同じ場合は年長者

第8条関係

この際は、同意しない1名を除き、他の2名について一般投票を行う。

第10条関係

この条に定める任期については、再選を妨げない。ただし、その任期は、通算して4年を超えることができない。

その他の事項

本規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

学部長候補者選挙投票用紙

内 面

表 面

候補者氏名	教育学部長候補者選挙投票用紙